

オケージョナル・ペーパー No.66

フランスのビジネス・レジスター SIRENE
の創設と初期の状況について

2016年9月

法政大学

日本統計研究所

フランスのビジネス・レジスターSIRENE の創設と初期の状況について

西村善博（大分大学経済学部）

要旨

本稿は、フランスのビジネス・レジスターSIRENE の創設と初期における状況を検討し、その後の課題の方向性を確認するとともに、われわれが着目した論点に関する若干の考察と今後の検討課題を示したものである。SIRENE は連携機関による連続的な更新システムを備えたレジスターとして 1975 年に設置される。旧レジスター（事業所ファイル）からの主な転換点として、識別番号の変更と登録処理の迅速化がある。しかし、SIRENE の設置によって旧レジスターが抱えていた問題がすべて解決するわけではない。とりわけレジスター更新に関して、企業申告に依拠するだけでは限界がある。SIRENE の初期（その設置から 80 年代初頭の SIRENE 1 の段階）では、レジスターの質を改善するために、SIRENE の設置に伴うスポット的な対策、常設的な対策およびレジスター更新調査が実施される。それとともに、企業申告の経路が変更される方向性が明らかになる。すなわち、当初のレジスター更新の集中処理から分散処理への移行、企業申告手続きセンターの設置である。こうした点は SIRENE 2 (86 年 4 月設置) の重要な構成要素となる。

はじめに

こんにち欧米諸国ではビジネス・レジスターの作成・利用が進展している¹⁾。本稿では、フランスのビジネス・レジスターに限定したうえで、その創設と初期の状況を取りあげる。それによって、その特質や課題を探りやすいと考えたこと、その後の展開を探る視点を定めることができるのではないかと考えたからにほかならない。

フランスのビジネス・レジスターは、SIRENE (Système informatique pour le Répertoire des Entreprises et des Etablissements : 企業・事業所レジスターのための情報処理システム) として知られ²⁾、1975 年 1 月 1 日³⁾に設置される (INSEE, 1988: 28)。80 年代初頭には、当初のレジスター更新機構が変更され始め、SIRENE 1 の 2 (Garagnon, 1983:37) と呼ばれるようになる。本稿では、SIRENE 設置から 80 年代初頭を SIRENE の初期とみなし⁴⁾、初期の SIRENE を SIRENE 1 と呼ぶことにする。

¹⁾ たとえば、菅 (2014) などを参照されたい。

²⁾ 1990 年代後半以降、SIRENE の名称は Système informatisé du Répertoire national des Entreprises et des Etablissements に変更される。最近、REE (Répertoire des entreprises et des établissements) に変更されている (例: INSEE, 2016a)。フランスの国立統計経済研究所の Web ページを参照すると、REE/SIRENE や REE - SIRENE という表記がある (INSEE, 2016b, 2016c) ので、現在は、SIRENE から REE への過渡期のように思われる。さらには菅 (2014: 30) によると、最近、行政用と統計用のビジネスレジスターが分離され、後者は SIRUS と呼ばれるようになっている。

³⁾ SIRENE の創設デクレ (企業とその事業所に関する国家識別システムとレジスターの創設に関わる 1973 年 3 月 14 日付デクレ第 73-314 号) 第 19 条で、創設デクレが 1974 年 1 月 1 日に効力を発生するだろうと規定されている (INSEE, 1978: 200)。実際には 1 年の遅れがある。

⁴⁾ Picard (1998) が 1973~81 年を SIRENE の初期としたことも考慮している。

SIRENE の創設は、フランスの国立統計経済研究所 (INSEE)⁵⁾ によって、1969 年に関連研究が始まる SIRENE プロジェクト (INSEE, 1976: 47) を契機とする。同プロジェクトの目的は、識別手続きの観点から、企業と省庁全体との関係を近代化することであって、次のようなレジスターの創設が構想される (Létoquart et Reffet, 1969: 67)。

SIRENE プロジェクトの構成はさまざまな関係省庁の連携という考えに基づいている。その一般原則は、1 つの連携機関が識別情報 (例: 企業の設立や廃止) を把握するたびに、その機関はその情報を中央機関に伝達する。後者ではそれが記憶装置に保持されるとともに、他の連携機関に提供される。すべての情報の共有ではなく、すべての連携機関のために、各企業・事業所について、限られたデータ (識別番号、名称あるいは商号、所在地⁶⁾、主な活動のコード番号など) を含む、識別と分類に関する汎用的なレジスターを創設することが問題であるとされる。INSEE がこのようなレジスターを創設するにあたって、本稿では、以下の 2 つの論点に着目したい (Létoquart et Reffet, 1969: 67-68)。

第 1 に、当時存在していた INSEE 識別番号の問題である。それは主な活動の分類番号および地理的な場所を取り入れていたので、その付与のために比較的長い時間を要したこと、企業が活動や所在地を変えると同一企業の識別番号⁷⁾ が変わるという欠点があるために、その番号に依拠しない省庁もあったことである。これに対して SIRENE プロジェクトでは、企業に、経済的な意味がなく、企業の生涯のなかで変ることがない識別番号が付与されること、商業登記簿の登録番号と統合することが構想される。

第 2 に、レジスターの更新に関する問題である。当時、個々の省庁は企業と直接的な関係を結び、企業は同じ情報を繰り返し提供するという状況にあった。これに対して SIRENE プロジェクトでは、企業情報を取得する主な省庁や機関を連携機関として位置づけ、企業がすでに 1 つの連携機関に回答した質問を、再度、同じ企業に提起しないことを基本的な考えとして、レジスターの更新が構想される。

SIRENE の設置前には、事業所ファイル⁸⁾ と呼ばれるレジスターが存在していた。実際、第 1 の論点における INSEE 識別番号とは、事業所ファイルで使われた識別番号である。本稿では、第 1 節において、事業所ファイルの識別番号と SIRENE 設置に向けての転換点、第 3 節で、SIRENE 1 における識別番号の概要をとりあげる。

他方、第 2 の論点であるレジスターの更新については、企業情報の流れの経路 (情報回路と呼ばれる) に関わる問題のほかに、レジスターに含まれるデータの質に関する問題がある。しかし、Létoquart et Reffet (1969) では、問題の所在が第 1 の論点とは異なって、具体的ではないので、本稿では、第 2 節において、事業所ファイルの更新状況を検討するとともに、SIRENE 設置に向けての主な転換点を確認し、第 3 節で、SIRENE 1 におけるレジスター更新の概要、第 4 節で、レジスターの更新に関わる SIRENE 1 の課題をとりあげる。

1. 事業所ファイルと識別番号の転換

1.1 事業所ファイル

⁵⁾ INSEE は Institut national de la statistique et des études économiques の略号である。

⁶⁾ 本稿では adresse を所在地としている。

⁷⁾ ただし、当該の INSEE 識別番号は事業所を対象に付与されている。

⁸⁾ 商工業事業所ファイルと呼ばれることもある。

事業所ファイルは1942年に創設され、1948年7月15日付デクレ⁹⁾によって、識別番号の付与や通知等が規定される (République Française, 1948 : 6952-6953)。また、60年に複数事業所所有企業ファイル¹⁰⁾によって補完される (INSEE, 1973: 53)。さらには60年代末に、企業統計が作成されている¹¹⁾ (Boutonnat, 1969)。

INSEE (1973: 53) によると、企業は、非雇用の職業活動を自立して営む、すべての自然人あるいは法人と定義される。企業は特定の法的形態の経済組織 (個人企業、さまざまなタイプの会社など) であり、販売目的の財の生産や取引、サービスの供給ないし他のあらゆる職業活動のために設立される。範囲は、工業活動、商業活動および手工業ないしサービス活動を行う企業の全体である。さらに、かなりの数の自由業や生産物の一部を直接的に輸出する農業経営体を含む。これに対して事業所は、企業が活動を営む、すべての異なる地理的な場所と定義される。原則として、存続期間が少なくとも6ヵ月の事業所が登録される。

INSEEは事業所に識別番号、企業と事業所に主な活動の分類番号 (4桁の番号) をそれぞれ付与する。主な活動の分類には60年以降、経済活動分類 (NAE)¹²⁾ が使われる。ここで注意しておきたいことは、識別番号に、主な活動の分類番号 (3桁の番号) が含まれることである。主な活動の設定の原則は、以下のようになる (INSEE, 1973: 53)。

工業活動の場合、主な活動は、単位のさまざまな活動のなかで、最大の雇用者数を使用する活動である。商業活動の場合、主な活動は最大の売上を実現する活動である。混合活動、すなわち、商業と工業の活動が同一単位に存在する場合、売上の75%以上が商業活動によって生じているならば、その単位は商業活動を行うとみなされる。

このような基準は事業所に適用され、つぎに、事業所が1つとみなされる企業 (95%以上 : 71年) に適用される。複数事業所を所有する企業の場合、その事業所は上記の基準で主な活動の分類番号が付与されるが、管理的タイプの共通サービスのみ行う単位や補助的な単位 (例 : 本社、営業本部など) には、企業の主な活動が適用される。 (Boutonnat, 1969: 81; INSEE, 1973: 53)

他方、識別番号をみると、1つの事業所を所有する企業は1つの識別番号で識別されるが、複数事業所を所有する企業は各事業所の番号を受取る。識別番号は単位固有の活動、地理的な場所を特徴づける番号である。ただし、本社はそれに固有の活動ではなく、企業全体の活動の特徴づける番号を受取る。 (Coste, 1978: 21)

1.2 主な活動、識別番号の例

表1は、INSEE (1970: 71)¹³⁾ にもとづいて、1つの事業所について、主な活動の分類番号 (NAEの活動番号)、識別番号等を例示したものである。それはNAEのセクション26「自

⁹⁾ 厳密には、工業、手工業および商業の各企業に関する国家識別委員会の創設に関する1948年7月15日付デクレ第48 - 1129号である。

¹⁰⁾ 複数事業所所有企業ファイルは、INSEE 地方局が事業所に関する主な資料を企業について再編したものである (Coste, 1978: 22)。

¹¹⁾ 事業所ファイルは1942年~74年の長期にわたり存続している。したがって、その変遷に関心が寄せられるが、本稿では、それについては考察の対象外である。

¹²⁾ NAEはNomenclature des activités économiquesの略号である。

¹³⁾ この文献は、INSEEが1969年事業所ファイルをもとに1968年における雇用者1000人以上の事業所リストを公表するという趣旨の紹介記事であり、ごく一部の事業所が示されている。

自動車と自転車」に属する事業所である。セクション 26 は熱機関付きの自動車製造業 (261) から始まり、この 261 は実用車製造に関係するしないにかかわらず特殊車製造業 (261 1) から始まる。この事業所の主な活動の分類番号 (4 桁) は 261 1 である。

識別番号の構成は、全体が 12 桁で、5 パートに分かれる。左から順に、主な活動 (3 桁)、県 (2 桁)、コミューン (3 桁で、一部の都市は区)、経営者指数 (1 桁)、順序番号 (3 桁) である。なお、経営者指数は経営者が代わる毎に増える。(Coste, 1978: 21; INSEE, 1970: 71)

例示の識別番号 (261 75 115 0 005) は、261 : 熱機関付きの自動車製造業、75 : セーヌ県、115 : パリ 15 区、0 : 経営者指数、005 : 順序番号 (活動およびパリ 15 区における番号) となる。なお、セーヌ県は旧県の名称である。

そのほか、関係の 7 は活動が共通する複数事業所を所有する企業の支店を表す。法的形態は主な活動を補完するもので、このコード 3 は事業所が株式会社であることを意味する。残りの情報により、事業所の名称 (ANDRE CITROEN) と所在地 (65 Q GRENELLE, PARIS 15, SEINE) が分かる。

表 1 主な活動の分類番号、識別番号等の例

NAE の活動番号	INSEE 識別番号	関係	法的形態	名称ないし商号	番号	道路
				コミューン	県	
261 1	261 75 115 0 005	7	3	ANDRE CITROEN PARIS 15	65 Q	GRENELLE SEINE 75

出所 : INSEE (1970: 71)

1.3 識別番号の変更—SIRENE 設置に向けて

Coste (1978: 23) によると、識別番号 (識別子) の変更について、INSEE が提案した解決策は、明らかに妥協から生じているのだが、識別子の構造を 2 つのレベル (企業と事業所) に限定し、それにどんな有意義な特性も付与しないことになった。そのような方針に至った根拠を以下に列挙する。

- ① INSEE の保持する事業所概念は生産システムの構造と変動を分析するのに不可欠である。しかし、複数事業所を所有する企業、商工業グループあるいは多国籍企業の枠内で選択される経済的財政的意思決定のインパクトを分析するには不十分である。
 そうした分析は、さまざまな識別子の管理の同時性を保証するという条件で、事業所よりも幅広く、さまざまな構成単位をレベルに応じて再編する経済的概念を識別することによって実現可能である。
- ② 同一事業所内の活動が分化・増大する傾向があるので、営まれる主な活動の特徴づける、ただ 1 つの識別子は、生産システムの内部的変動、ときには、きわめて重要な変動をうまく説明できなかつた。事業所部門の概念を識別することは意味があつた。
 それで、中立な識別子によって各単位を特徴づけるという考え方になる。
- ③ 利用された識別子は事業所を、営まれる主な活動、営まれる地理的な場所 (コミューン) および所有者 (経営者指数) と結びつけていた。識別子は、主な活動の変更後、事業所の移転後ないし所有者の変更後、不適切となつた。また事業所の生産要素と適用技術に関して規模の変動と維持を十分に説明できなかつた。

- ④ 経済活動分類 (NAE) はもはや INSEE の関心には応えていない。INSEE は当時、新しい活動分類に移行しようとしており、その利用は、あらゆる識別子の差し迫った変化を意味していた。

したがって、①から識別子がいくつかのレベルの経済活動体を対象とすることが考えられるが、妥協として、事業所と企業が選択される。②から、事業所の分化・増大に対応する必要がある。③から単位は中立な識別子によって特徴づけられる。④から新分類の採用によって、識別子は変更されざるを得ない。

こうして SIRENE によって付与される識別番号は単なる順序番号であって、どんな情報も含まないので、企業の何らかの特性が変わったときも変化しない。事業所は 14 桁の識別番号を付与されるが、その番号の最初の 9 桁は帰属企業の特性である。この意味で、識別番号は階層化された番号である。(Peskin, 1973: 56-57)

このような識別番号への変更が SIRENE 設置における主な転換点のひとつである。なお、新分類とは、1974 年に効力が発生する活動・製品分類 (NAP)¹⁴⁾ である (Lestang, 1973)。主な活動の更新に関する問題については、次の節で取り扱う。

2. レジスター更新における転換

2.1 事業所ファイルの更新状況と SIRENE 設置に向けて

Coste (1978: 21-22) によると、事業所ファイルの登録対象は付加価値税、売上税といった種類の税を支払うかぎりで間接税の請求か、あるいは一般社会保障制度に属する従業員を使用するので、社会保障費負担金の請求に応じるすべての事業所である。事業所ファイルの更新は基本的に、間接税徴収機関および社会保障機関への関係者の申告に基づいている。それは INSEE 総局に毎月、伝達される。事業所の設立、変更、削除別に、問題点をみると以下のようなになる。

- ① 新しい事業所 (単位) が設立されると、責任者が関係機関の 1 つに必ず出向き、INSEE に伝達される登録申請書に記入する。INSEE は識別番号を付与し、その番号を登録申請書の伝達機関に伝える。伝達機関はその番号を関係者に通知する。INSEE はその単位を、識別番号とともに事業所ファイルに登録する。最後に、すべての関係機関に該当番号を通知する。

問題点として、登録の際に、INSEE には関係者から申告された活動を点検する手段がなく、関係者の申告ならびに社会保障機関・間接税徴収機関の点検に依存せざるをえないこと、情報源が常に十分であるとは限らないことである。後者に関して、公的部門の企業 (フランス石炭公社等) は社会保障の特殊な制度に従うため登録対象ではないこと、間接税による情報は事業所の設置を必ずしも明確にできないので、INSEE は企業に直接、情報を請求せざるをえないこと、自由業は従業員が使われているとき、あるいは他の商業的性質の活動が行われたときのみ、登録の対象となることである。

- ② 事業所は活動、所在地あるいは経営者を変更することがある。事業所ファイルに変更が反映されるのは、しばしば相当の遅れを伴う (一般に 6 ヶ月)。
- ③ 単位の削除に関して、INSEE に、いつも十分に情報が与えられるとは限らなかった。

¹⁴⁾ NAP は Nomenclature d'Activités et de Produits の略号である。

というのも、INSEE が申告書をいつも受取るとは限らないからであり、経済活動を停止した単位が法的存在を維持していることがあるからである。こうした不備を埋めるため、INSEE は関係者等に対して調査を実施したり、種々の統計調査と突き合わせていた。

このように事業所ファイルの更新に関する問題として、事業所の設立時に、申告された活動の点検を INSEE が担っていないこと、削除の申告は情報として不十分なことがある。さらには、企業申告の不十分さを補うために申告以外の情報の利用を必要としていたことにも注意しておきたい。

また②から、事業所の活動や所在地等が変更された場合、変更の申告から事業所ファイルが変更されるまで 6 ヶ月程度はかかる解釈できるのではないだろうか。これに関連して、登録申告の場合は、ときどき数ヶ月を要するとされている (Peskin, 1973:57)。

更新処理の遅さの 1 つの要因が申告書の問題である。Coste (1978: 23) によると、きわめて異なった書式で提出された申告書のしばしば不完全な伝達は、不確かでしばしば長い遅れをとめない、ファイルの更新をきわめて難しくしたと指摘されるほどである。

このような事業所ファイルの更新状況に対して、INSEE では、企業情報を取得する主な省庁や機関を連携機関として編成し、情報の受取りのためナント国立情報利用センター (CNEN)¹⁵⁾ の設置が選択される。これはレジスターの登録処理の迅速化と SIRENE の連携機関間における情報交換を体系化することを目的にしており、SIRENE 設置に向けたもうひとつの主な転換点である (Peskin, 1973: 57)。

2.2 主な活動と従業員数の更新

主な活動と従業員数の更新についても、企業ないし事業所の申告のみでは不十分である。ここでは、それ以外に、いかなる手段がとられていたか、あるいは検討されたかを確認する。

Coste (1978: 22) は従業員数の更新について、つぎのように指摘する。従業員数は、従業員のすべての雇用主が 5% 給与税の支払いのために記入した賃金年次申告 (この税務申告書は 2460 (旧 1024) と呼ばれる) から抽出された情報にもとづき更新されていた。実際は、INSEE 地方局が雇用者 50 人以上事業所の従業員数のみを定期的に更新しており、ファイルの重要な利用のときのみ (とりわけ 1963 年工業センサスを準備したとき)、ほかの雇用事業所の従業員数が補完されていた。しかしながら、税務申告書の利用はきわめて難しい。なぜならば、雇用主の申告はつねに事業所別になされているとはかぎらないし、企業の総事業所または事業所集団にまとめられていることがあるからであるとされる。

主な活動については、Peskin (1973: 57) によると、次のような状況がある。その不完全な分類 (3 桁での分類) の割合は約 30% と推定され、分類の質はほとんど満足のいく状況にはない。INSEE に主な活動を決定する責任がある。しかし実際には、主な活動は社会保障機関の発案でしばしば決定されていた。その基準は、主として労働災害のリスクに関係するので特殊である。その結果、租税総局 (DGI)¹⁶⁾ 等の公的な機関は、リスクに基づく番号が INSEE の番号と一致しなかったとき、再度、主な活動を決定することになった。同一企業がさまざま

¹⁵⁾ CNEN は Centre national d'exploitation de Nantes の略号である。

¹⁶⁾ DGI は Direction Général des Impôts の略号である。

まな統計情報源において異なった活動に分類されることがあるので、さまざまなファイル管理において大きな混乱と作成される統計に多数の非整合性が生じることになった。

これに対して SIRENE の識別番号には主な活動の分類番号が含まれなくなるので、INSEE は統計を作成する省庁や機関が INSEE と異なる分類番号を付与することをおそれる。そのため、INSEE は十分な公開性の確保が重要という視点から、すべての連携機関および関係単位に対して、SIRENE の識別番号とともに主な活動の分類番号を知らせること、その番号が変更されるたびに知らせることを検討する。(Peskin, 1973: 59)。

しかし、ほかにも主な活動の分類エラーを生む原因があり、何らかの対策が必要となる。なお SIRENE では、営まれる主な活動が APE と略称されるので、われわれもそれを使用することがある。

INSEE では、SIRENE の設置前に、①新分類 (NAP) への移行にともなって主な活動の分類エラーの修正、②として①の修正を行った上で、ファイル点検調査の導入が検討される。以下、それらについて、Peskin (1978: 59-60) をもとに言及する。

①の分類エラーの修正に関して、1974 年には、すべての単位が SIRENE の識別番号のほかに APE コード番号とその説明文を受取る予定であったので、その時、間違っ分類されているという企業の反応を利用して、分類の最初の修正が可能になるだろうとされていた。

②のファイル点検調査の目的は、定期的に、かつ部門に応じて異なる調査票を使って、同一部門のすべての単位、あるいは APE コード番号が少なくとも 1 年前から更新されなかったすべての単位を点検することであり、1 年につき約 25 万調査票の処理が想定される。このような調査を導入しようとする根拠は以下のとおりである。

企業ないし事業所の設立時の申告では、活動が実際よりも計画に関係している。そこで、設立単位によって現実に営まれる活動を知るためには、一定期間後に、ナント国立情報利用センター (CNEN) で、自動化、集中化された発送手続きを使って、組織的に、当該の単位を点検することが不可欠であるからである。

たとえ SIRENE システムが設立単位を漏れなく認識できたとしても、時間の経過にともなって変更される活動を漏れなく認識することはできないだろう。実際、活動の変更は事業所によって連携機関に例外なく知らせられない。分類上の変化が企業によって感知されないことがしばしば生じる。他方、連携機関は経済活動の認識に直接関心がない。地方疾病保険金庫 (CRAM)¹⁷⁾ は労働災害のリスクを管理するが、リスクの性質を変えないような変更を知らせられることはない。したがって、活動の修正申告だけでは活動の変更を捕捉することは期待できないからである。

さらには、単位が営む活動の視点からみると、単位の変わりやすさは部門によって異なる。投資が特殊かつ大規模なとき (製鉄業、造船所、大規模化学工場のケース)、変化を感知できなくてもリスクはわずかである。反対に、投資があまり大きくなく、さまざまな営業活動を可能にしているとき (サービス業、商業、一部の軽工業のケース)、変化を感知できない場合のリスクはずっと大きい。このような問題に対処する必要があるからである。

こうしたファイル点検調査のほかに、大規模単位に関しては、企業年次調査 (EAE)¹⁸⁾ の

¹⁷⁾ CRAM は Caisses Régionales d'Assurance Maladie の略号である。

¹⁸⁾ EAE は Enquêtes annuelles d'entreprises の略号である。

利用、なかでも企業活動に関する情報の補完的な利用が検討されている (Peskin,1978: 60)。

このように主な活動の更新について、SIRENE の設置前に、データの質を改善するための分析と対策が検討され始め、設置後、具体化されることになる¹⁹⁾。他方、従業員数の更新に関しては、事業所ファイルの時から、既に、税務申告書の利用があり、SIRENE の設置後も、それが継続する。それをみる前に、事業所ファイルのいくつかの問題点を克服した SIRENE の初版である SIRENE 1 について、ひとまず整理しておきたい。

3. SIRENE 1 の概要

3.1 目的と登録単位

SIRENE 創設デクレにおいては、SIRENE の目的として明示された条項を見いだせない。そこで、INSEE (1978: 4) を参照すると次の 2 つがある。①省庁の利用者ないし統計の利用者に、企業・事業所のリストを、管理上の制約、とりわけ情報処理上の制約に適した形式で、利用させること、②複数の機関が似た作業を競って行わないようにしながら、また、企業が従わされる、もっとも日常的な手続きを軽減することに努めながら、省庁間の調整の役割を確保することである。

とりわけ、省庁間の調整目的が事業所ファイル (旧レジスター) よりも際立つことについて、統計目的での行政情報源の利用が急速に進展する限りで、統計家にとっても重要であるとされる (INSEE, 1978: 4-5)。

SIRENE の登録単位は企業と事業所である。INSEE (1978: 11-12) をもとに、それらの定義と補足事項を述べる。企業は、非雇用の職業活動を自立して営むすべての自然人あるいは法人である。事業所は、企業活動が営まれる、異なった地誌的な特性をもつすべての場所である。したがって旧レジスターと同様の定義である。

ただし、レジスターに登録される企業は、上の定義を満たすとともに、(商業登記簿あるいは手工業者台帳への登録が付加価値税などの支払義務を負うように) 法的または規則に定まった手続きに従う単位であることが必要である。事業所については、次の 3 つの規定で明確にされる。①継続期間の条件: 企業が事業所を営業しているとみなすためには、企業は所与の場所で最低 6 ヶ月間、活動を営まねばならない。②建物内の複数場所 (locaux) の単位の取扱い: 企業が建物内の異なる場所で活動を営むとき、従業員が建物内のある場所から別の場所に通常、動くようしむけられるならば、1 つの事業所が存在する。もし建物内の場所の間でいかなる直接的な連絡もありえず、従業員が建物内のある場所から別の場所に動くことができないならば別の事業所がある。③所在地: 同じ法的人格 (自然人ないし法人) の事業所は所在地によって区分されるので、同じ所在地に 1 つの事業所のみ存在しうる。

3.2 識別番号 (識別子)

企業は 9 桁の SIREN 番号で識別される。最後の 1 桁は点検用の数字 (点検キーと呼ばれる) である。事業所は 14 桁の SIRET 番号で識別される。先頭 9 桁が SIREN 番号で、これ

¹⁹⁾ ファイル点検調査は 1975 年の開始が検討されていた (Peskin, 1973:60) が、名称や内容の変更のうえ、遅れて開始されることになる (後述)。

に加えて 5 桁の内部分類番号 (NIC)²⁰⁾ という構成である。NIC は企業の事業所全体のなかで事業所を区分する番号である。最後の 1 桁は先頭 13 桁に関する点検キーである。なお点検キーは、満足すべき信頼性のもとで点検を行うためや、連続的な転記のなかで番号の有効性を点検するために導入されている。(INSEE, 1978: 5)

SIREN 番号は原則として、約 1 億の企業を登録できる。これは、ある企業に付与された番号が他の企業のためにもう二度と使われないようにするためである。SIRET 番号は原則として、1 企業につき約 1 万の事業所を登録可能である。これは、ある企業の事業所に付与された番号がその企業の他の事業所のためにもう二度と使われないようにするためである。(INSEE, 1978: 14)

SIREN 番号と SIRET 番号は、SIRENE の設置前に検討されていたように、旧 INSEE 識別番号(事業所ファイルの識別番号)とは違って、特定の意味を表すものではなく、単位が存在するかぎり不変である (INSEE, 1978: 5)。しかし不変性については、問題が提起される(後述)。それはそれとして、次に、識別番号の例を INSEE (1978: 15-16) から引用する。

例 1

- ・デュポン氏は個人企業主で、SIREN 番号 : 353 072 432 を受取る。
- ・彼は 1 つの事業所を営業している。その SIRET 番号は以下である。

353 072 432	00019
SIREN	NIC

- ・彼は 2 つ目の事業所を運営する。以下の SIRET 番号を受取る。
- ・デュポン氏は次に最初の事業所をデュラン夫人に売却する。デュポン氏の最初の事業所の SIRET 番号は削除される。デュラン夫人は既に SIREN 番号 : 830 031 027 で識別されている。彼女が購入した事業所は以下の SIRET 番号となる。

830 031 027 00022

例 2

- ・DUARE & FILS 株式会社は以下の SIRET 番号を有する 2 つの事業所を利用している。
- ・この会社は JACQUES 社と合併する。法人が維持される JACQUES 社は、SIRET 番号が 315 283 929 00018 であった事業所で活動を営んでいた。
- ・DUARE & FILS 株式会社は解散するので、その SIREN 番号と SIRET 番号は削除される。2 つの事業所は JACQUES 社の事業所となり、JACQUES 社は以下の SIRET 番号を受取る。

210 300 232 00019
210 300 232 00027
315 283 929 00026
315 283 929 00034

点検については、次のような方式が開発される (INSEE, 1978: 16-19)。識別番号に対して

²⁰⁾ NIC は Numéro interne de classement の略号である。

右側からみて偶数列×2，奇数列×1とし，その合計値を求める。ただし，掛け算の結果が10以上になる場合は10の位と1の位を分けて合計する。合計値が10の倍数となれば正確であるとする。したがって，合計値がちょうど10の倍数になるように，点検キーが定められることになる。

例3：SIREN 番号：732 829 320

	7 3 2 8 2 9 3 2 0	
偶数列	6 16 18 4	
奇数列	7 2 2 3 0	
計	7+6+2+1+6+2+1+8+3+4+0=40	この番号は正しい。

例4：SIRET 番号：742 829 320 00074

	7 4 2 8 2 9 3 2 0 0 0 0 7 4	
偶数列	14 4 4 6 0 0 14	
奇数列	4 8 9 2 0 0 4	
計	1+4+4+4+8+4+9+6+2+0+0+0+0+1+4+4=51	この番号は誤り。

3.3 レジスターに含まれるデータ

SIRENE レジスターに含まれるデータは単位の識別と分類に不可欠なものに限られる（表2参照）。それらは統計変数として処理され，長さ（文字数）の制限がある。以下，主なデータの原則的な規定等を説明する（INSEE, 1978: 6, 22-26, 226-228）。

表2 SIRENE に含まれる主なデータ

各単位	・識別番号（SIREN 番号と SIRET 番号）
	・名称ないし商号
	・所在地
	・法的カテゴリー
	・APE コード番号
各事業所	・従業員数
各事業所	・事業所の性格と地位
各企業	・事業所数

出所：INSEE (1978: 6, 22-26)をもとに作成。

名称ないし商号について，自然人の名称では，最初の語が姓（既婚や寡婦の場合は未婚時の姓）であり，名（*prénom*）は長さの制限を超える場合はイニシャルとなる。法人の名称では現行使用の略号があれば，それが先頭に記載され，さらに残りの枠内に商号が記載される（必要なら短縮される）。

所在地は事業所の場所（主な所在地あるいは副次的な所在地）であり，通信用の所在地とは異なることがある。それは郵便住所の体

裁や記述法に関するフランス工業規格協会（AFNOR）²¹⁾の規格に合致する。また，通り名など道路の名称や，通りの番号のような道路における番号についても表記の規則がある。

法的カテゴリーは異なる法的制度に属する単位を区分することを目的とするもので，自然人，法人の法的形態である有限責任会社，株式会社など，全体で26カテゴリーがある。

APE コード番号は活動・製品分類（NAP）を基準に，レジスターに登録された企業と事業

²¹⁾ AFNOR は Association française de normalisation の略号である。

所に付与される。NAP の活動分類は水準 100 (2 桁) と 600 (4 桁) があり、SIRENE では水準 600 が使用される。複数の活動が営まれる単位の場合、活動の重要性を測定するため、活動別の付加価値を利用できなければ (実際、それを得ることはきわめて難しいとされる)、主な活動は、製造活動については従業員数、商業・サービスについては売上ないし資源によって評価される。この原則は旧レジスターの時と同様である。

従業員数は 21 階級に分けられる。最小の階級は雇用者 0 人ないし無申告で、それから雇用者 10 人の階級まで、階級幅は 1 人である。雇用者 11 人からは、11~19 人、20~49 人と階級幅が大きくなり、最大の階級は 1 万人以上である。

事業所の性格については、事業所が工場ないし作業場、修理工場 (輸送手段)、販売店など 11 カテゴリーに区分される。事業所の地位では、事業所が本部事業所ないし主な事業所と、副次的な事業所の 2 つのカテゴリーに区分される。

これらが SIRENE に含まれる主なデータである。そのほか、たとえば、自然人について、生年月日、出生の県・コミューンがある。

3.4 レジスターの範囲と連携機関

レジスターの範囲は、各連携機関の管轄領域が基準となる (Coste, 1978: 26; Garagnon, 1983: 34)。以下、各領域を構成する基本的な単位を列挙する (INSEE, 1978: 5-6, 27-34)。

まず、商業登記簿の登録単位がある。それに登録された全企業は SIRENE に登録されねばならず、それから抹消されないかぎり、SIRENE にとどまる。つぎに、手工業者台帳の登録単位がある。手工業者台帳に登録された全企業は SIRENE に登録されねばならず、それから抹消されないかぎり、SIRENE にとどまる。つぎに、社会保障費負担金を払っている単位がある。雇用者の社会保障保険料については雇用主、家族手当負担金については雇用主と自営業者である。なお雇用主は、一般社会保障制度に属する従業員を使用する雇用主に限られる。そのため、農業者社会共済制度 (MSA)²²⁾ に属する農業経営者、正規職員のみを雇用する省庁は除かれる。そのほか、家庭ないし個人サービスのために、雇用者を使用する特殊なケースがある。

さらに租税総局 (DGI) の登録単位がある。まず、法人税を課せられる法人 (原則として、営業ないし営利的活動に専心するすべての法人)、売上に対する税金の納税義務者 (工業的性質ないし商業的性質の実業に参加するすべての自然人ないし法人) がある。後者は、分譲地や不動産の販売を含むことから、きわめて範囲が広い。地方自治体、農業経営者、非商業の職業もまたオプションで、付加価値税の納税義務者でありうる。また、給与税の納税義務者 (賃金および手当を支払うが、付加価値税の課税対象にならないすべての自然人ないし法人)、所得が商工業収益 (BIC)²³⁾ あるいは非商業収益 (BNC)²⁴⁾ の申告者 (自然人ないし法人) がある。BIC とは、商業、工業ないし手工業の職業活動から生じる収益、さらには一定の条件で、不動産、分譲地の販売活動から生じる収益である。BNC は給与、BIC および農業収益に関係しない収益ないし所得として定義され、大部分の自由業、著作権料の受給者、

²²⁾ MSA は Mutualité sociale agricole の略号である。

²³⁾ BIC は Bénéfices industrielles et commerciaux の略号である。

²⁴⁾ BNC は Bénéfices non commerciaux の略号である。

特許ないし免許使用料の受給者などが該当する。くわえて、農業収益のカテゴリーに属する所得が実収益によって決定される自然人ないし法人がある。これに該当する単位は農業経営者のきわめてわずかな部分である。

レジスターは 250 万以上の単位をかぞえ、その領域は、きわめて部分的な行政サービスおよび非市場サービスを除き、非農業活動の全体についてはすばらしいとされる (INSEE, 1978: 6)。ただし、旧レジスターと比較して、少し拡大したにすぎない (Coste, 1978: 26)。農業分野および行政サービスの分野への拡張が課題である。

ところで INSEE (1978: 282) によると、SIRENE の連携機関として、INSEE のほかに、商業登記簿、手工業者台帳、社会保障および税務に関わる機関がある。それらは、それぞれ監督省庁と地方機関から成るグループである。INSEE 地方局をのぞけば、地方機関として、商事裁判所書記課、手工業会議所、社会保障・家族手当負担金徴収組合 (URSSAF)²⁵⁾、税務署がある。上記の各連携機関の領域を構成する単位は、これらの地方機関が直接関係を結ぶ企業ないし事業所である。

そのほか、社会保障に関わる連携機関として、地方疾病保険金庫 (CRAM)、商工業雇用協会 (ASSEDIC)²⁶⁾ がある (INSEE, 1978: 282)。CRAM は、社会保障一般制度に加入した賃労働者の労働災害リスクの予防と保険料率に関わる調整を担当している。このため、CRAM は賃労働者の雇用主、労働条件、就業場所および雇用主の本部事業所ないし副次的な事業所を知る必要がある。雇用事業所は、管轄地域の CRAM によって計算された労働災害基準表にもとづき、URSSAF に負担金を支払う。他方、ASSEDIC は、社会保障一般制度に加入した賃金労働者の失業保険を管理している。すべての雇用主は管轄地域の ASSEDIC に、その加入を申告しなければならない。負担金を払う単位 (これを ASEEDIC は識別する必要がある) は、URSSAF の雇用主ファイルで管理された単位と厳密に同じである。 (INSEE, 1978: 112-115)

CRAM と ASSEDIC は、SIRENE においては、同じ領域、すなわち、一般社会保障制度に加入する雇用主から成り、これらの機関は 1 つの帰属コードによって指定され、識別される (INSEE, 1978: 105, 286)。また、上記の URSSAF の領域よりも狭くなる。

3.5 レジスターの機構

SIRENE レジスターの機構は、INSEE の組織内で、地方局 (18 局) とナント国立情報利用センター (CNEN) に分けられる。

地方局では、単位の関係資料、FIDUTIL リスト及び FIDOUTIL リストを管理する。関係資料は、企業と事業所について、署名された申告書とすべての交信を収集したものである。それら 2 つのリストは企業識別の要素から成る。FIDUTIL リストは 12 週毎に編集され、FIDOUTIL リストはそれを毎週更新したものである。それらは CNEN 管理の同名ファイルから抽出され、地方局は管轄地域に対応するものを受取る。リストには休業状態の単位ないし全く活動を停止した単位が含まれ、地方局が事業所の個別情報、とりわけ、識別子を探し

²⁵⁾ URSSAF は Union pour le recouvrement des cotisations de la sécurité sociale et des allocations Familiales の略号である。

²⁶⁾ ASSEDIC は Associations pour l'Emploi dans l'Industrie et le Commerce の略号である。

たいときに利用される。(Coste, 1978: 25; INSEE, 1978: 35, 292)

他方, CNEN では, FIDUTIL, PRODUCTION, CLIENTS の各ファイルを管理する。それらには以下のような特質がある (Coste, 1978: 25; INSEE, 1978: 35-37, 292)。

FIDUTIL²⁷⁾ ファイルは毎晩更新され, SIRENE システムの管理に役立つ。情報の自動処理ないし端末での識別, 新登録の記録および通知書の受取機関の選択が可能である。各単位について, 名称ないし商号, 所在地, 法的カテゴリー (法人のみ), 事業所の主な活動コード, 状態 (活動中, 営業財産賃貸借²⁸⁾, 抹消), (関係連携機関を検索可能な) 帰属コードおよび最新変更日から編成される。

PRODUCTION ファイルは毎月更新され, 基本的に統計上の用途がある。FIDUTIL ファイルの情報に加えて, 企業の主な活動コード, 事業所の従業員数, 道路コード (一部), 旧 INSEE 識別番号, 商事裁判所書記課の商業登記番号, 再編された帰属コード²⁹⁾ などから編成される。このファイルは SIRENE の内部的性質の作業, とりわけ, ファイル間の整合性をとることや, 地方局のための特別リストおよび以下の CLIENTS ファイルを作成することに役立つ。

PRODUCTION ファイルをもとに, 休業中ないし活動停止の事業所, 架空活動コードないし特異な性質コードをもつ事業所が選別され, さらに従業員数の階級が求められ, すべての雇用事業所に追加される。こうして作成されるのが CLIENTS ファイルであり, それには H₁, H₂ と呼ばれる 2 つのファイルがある。H₁ ファイルでは, 事業所データが県別, コミュニティ別, 郵便コード別, 道路別および道路における番号別に与えられ, H₂ ファイルでは, 同じ分類別に, 企業とその事業所のデータが与えられる。利用者は情報処理プログラムを使って, 紙媒体や磁気媒体に, それらのファイルからデータ抽出が可能である。

3.6 レジスターの更新

レジスターの更新では, SIRENE の連携機関, 地方局およびナント国立情報利用センター (CNEN) が情報回路を形成する。図 1 に示したように, 企業ないし事業所の申告は, 連携機関, 管轄地域の地方局を経由して CNEN に伝達される。CNEN での更新処理の結果は, 通知書ないし証明書として, 関係する地方局, 連携機関および単位に送られる。

企業ないし事業所の申告には, SIRENE 標準化申告書 (SIR 申告書: SIR10, 11, 17, 18) が使われる。CNEN での更新結果の伝達には, 通知書 (SIR20~26) ないし証明書 (SIR30~33) が使われる (表 3 参照)。しかし, 各連携機関で SIR 申告書を作成することが求められたり, 連携機関に固有の申告書が併存し, 申告の負担が大きい (後述)。

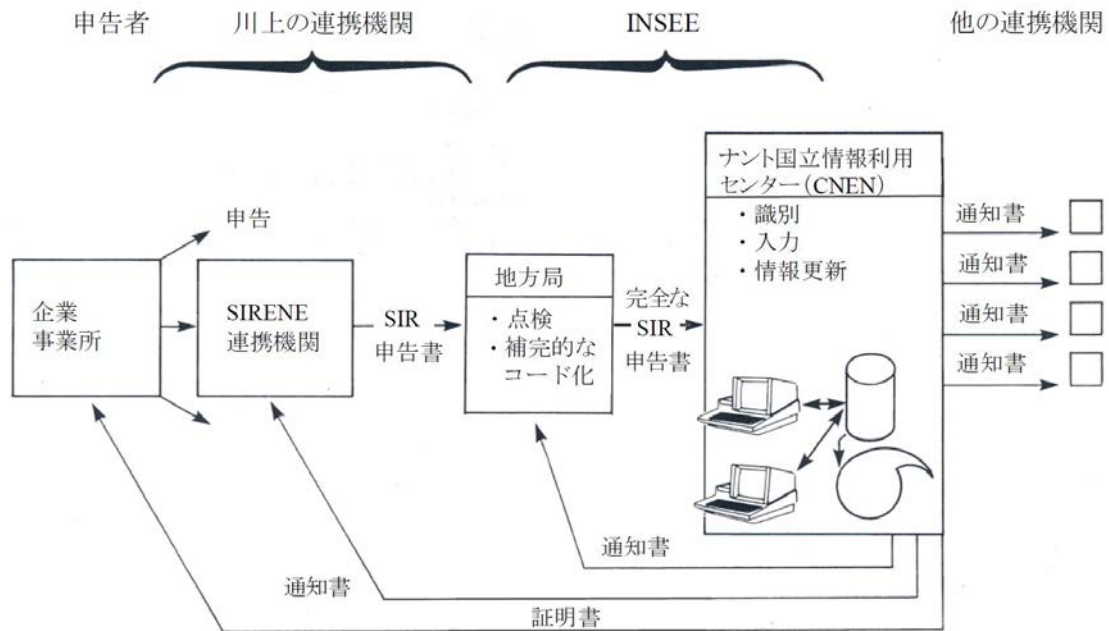
旧レジスターの時と比較して, 単位の登録を含む更新処理の迅速化が実現される。INSEE (1978: 89-90) によると, 連携機関から地方局に送られた SIR 申告書は, 到着当日, 地方局で, 点検されるとともに APE コード番号等が補完される。その日の夜間に, SIR 申告書は CNEN に運ばれる。SIR10, 11, 18 は受取り当日, 端末で入力される。SIR17 はより自動的な手続きで処理されるが, 1 日余分にかかる。更新処理後の夜間に, 結果の通知書 (SIR20

²⁷⁾ FIDUTIL は企業識別ファイルを意味する (INSEE, 1978:292)。

²⁸⁾ 企業が営業財産の賃貸人に借りし事業所で活動を営むことをいう (INSEE,1978:294)。

²⁹⁾ 単位が各連携機関の領域に属するか否かに応じて 1 または 0 が与えられる (INSEE,1978: 286)。

図1 SIRENE レジスターの更新構造



出所: Garagnon (1983: 35)

表3 SIR 書式 (申告書, 通知書ないし証明書)

種類	SIR 書式	主な用途
申告書	SIR10 (黄)	事業所登録の請求 (自然人)
	SIR11 (青)	事業所登録の請求 (法人)
	SIR17 (緑)	変更および抹消の請求 (自然人および法人) ・ 変更の項目: 名称ないし商号, 法的カテゴリー, 事業所の所在地の諸要素, APE コード番号とその調整コード, 事業所の従業員数, 事業所の性格, 生年月日と出生の場所 (自然人) ・ SIR18 以外の項目
	SIR18 (ピンク)	本社ないし主な事業所の移転請求 (自然人および法人)
通知書	SIR20~23	登録の請求 (SIR10, 11) に対する処理結果の通知
	SIR24, 25	APE コード番号を除く変更通知
	SIR26	APE コード番号の変更通知
証明書	SIR30~33	新企業の登録や主な変更 (企業の名称や企業 APE コード番号の変更, 事業所所在地の訂正等) に関する更新証明 ・ 商業登記簿ないし手工業者台帳に登録される企業を除く。

出所: INSEE (1978: 53-55, 105-128, 284, 289), Coste (1978:25) をもとに作成。

～25)³⁰⁾が編集され、点検後、日中に発送される。したがって、INSEE(地方局およびCNEN)における処理の最短期間は約3～4就業日となる。ただし、連携機関から地方局へのSIR申告書の運送およびCNENから連携機関への通知書の運送はいつも夜間とはかぎらない。結局、連携機関におけるSIR申告書の送付から、それに対応した通知書が連携機関に届く最短の待機期間は、3～4就業日+1～3就業日となる。これは申告書の約80%に係る³¹⁾。これに関連して、Garagnon(1983:37)によると、SIR申告書が地方局に到着してから、通知書が連携機関に届くまで平均4.5就業日になるという。

CNENでの更新結果の受取先のうち連携機関については、川上と川下に分かれる。INSEE(1973:282-283)によると、川上の連携機関とはSIR申告書を地方局に送付する機関であり、単位に係る事象情報の起点である。川下の連携機関は、情報の起点ではなく、関係単位を確認する機関である。図1では、他の連携機関が川下に該当する。

企業ないし事業所の申告書を送付した川上の連携機関は必ず、通知書の受取先となる。それにくわえて、SIR申告書を送付しなかった連携機関の中に、通知書の受取先として指定される川下の連携機関がある。換言すると、連携機関を川上と川下に分け、連携機関間の情報交換が組織的に行われる仕組みである。

具体的に、川上の連携機関は、商事裁判所書記課、手工業会議所、社会保障・家族手当負担金徴収組合(URSSAF)および税務署である。川下の連携機関は、地方疾病保険金庫(CRAM)、商工業雇用協会(ASSEDIC)であり、そのほか、商業会議所、県労働局などが予定されていた。(INSEE, 1973: 105)

ただし、川上と川下は固定したものではない。川下となるケースは、次のような3つがある。①他の連携機関に類似した申告書が地方局に送付された場合、地方局は他の連携機関の申告書に川下のコードを記入する。②連携機関が組織的に、ある種の単位に関心がある場合、その連携機関は川下となる。たとえば、税金はすべての単位に係るので、租税総局(DGI)は単位の各事象を通知されねばならない。そのためDGIは自動的に川下の連携機関として処理される³²⁾。③ある連携機関の管轄領域に川上の機関に係る単位がすでに存在する場合、その機関は川下となる。たとえば、川上の機関が商事裁判所書記課であるとき、その管轄領域における単位の解散はそれを活動停止状態におき、すべての川下の機関は商事裁判所書記課とともにそれを削除する。(INSEE, 1973: 283)

更新結果の受取先には、図1に示したように、CNENから直接、通知書ないし証明書が送付される。しかし、川上の連携機関が商事裁判所書記課ないし手工業会議所の場合、新企業の登録に関するCNENの処理結果は、それらの機関を経由して、関係単位に伝達される。このような取扱いは、商業登記簿ないし手工業者台帳の登録規則と両立させるためである。商業登記簿を例に挙げて説明すると、次のようになる(INSEE, 1978: 106-107, 118, 128)。

³⁰⁾ ここでは、企業の申告が連携機関から地方局を経由してCNENで処理され、その結果を連携機関が受取るまでの期間が議論になっている。SIR26の除外理由として、APEコード番号の変更は一般に地方局で決定される(Coste, 1978: 25)ので、申告に関わる連携機関から地方局の経路がないことが考えられる。

³¹⁾ したがって約20%は問題が生じている。申告書の記入が不十分なため、地方局で、それを補完したり、発送した連携機関にそれを戻すことがある(INSEE, 1978: 90)

³²⁾ したがって、同じ連携機関グループに属する租税総局と税務署について、税務署が川上の連携機関で、租税総局が川下の連携機関になるケースがある。

商業登記簿は裁判所長の監督のもとでそれぞれの商事裁判所の書記課によって管理される。商人（ないし会社）は、本部事業所がある管轄地域の商事裁判所書記課で、開業から15日以内に、登録せねばならない。商業登記簿への登録は次のように解釈される。

- ・関係資料の写しを企業に送付
- ・企業関係資料の工業所有権局（INPI）³³⁾への送付
- ・商事広報（BODAC）³⁴⁾における企業情報の公開

ところで商業登記簿の登録番号については、商業登記簿に関する1975年12月24日の審理によって、その登録番号の先頭に商業登記簿の略号を付加し、番号部分にSIREN番号を使うことなどが決定する³⁵⁾。たとえば以下のようなになる。

- ・RC Bordeaux B 679 709 808：左から、RC：商業登記簿の略号、Bordeaux：商事裁判所の所在地名、B：法的形態、679 709 808：SIREN番号である。なお法的形態はA：自然人、B：会社、C：経済利益団体の4種類である。

商業登記簿への登録の場合、問題は、商事裁判所書記課がSIRENEシステムによって計算されたSIREN番号を持っていないので、書記課は商業登記簿の登録番号を自然人ないし法人に付与できないことである。そのため、それぞれの登録について、書記課はできるだけ早くSIREN番号を得るために、SIR申告書（SIR10ないしSIR11）を、管轄地方局にできるだけ早く届ける。書記課は、登録の通知書（SIR20～23のいずれか）を自然人ないし法人の処理待ち関係資料と照合したあとで、商業登記簿への登録を行う。それから、自然人ないし法人に、商業登記簿への登録通知書とともに、レジスター登録の通知書（SIR20ないしSIR21）を送付する³⁶⁾。

手工業者台帳の場合（INSEE, 1978: 107-109），手工業者（職人）はその活動の開始から2ヵ月以内に、事業所が所在する管轄地域の手工業者台帳に登録せねばならない。手工業者台帳の登録番号は1975年1月13日付アレテにもとづき、たとえば、以下のようなになり、手工業会議所は、商事裁判所書記課と同様の対応が必要となる。

- ・353 072 432 RM 15：左から、353 072 432：SIREN番号、RM：手工業者台帳の略号、15：手工業会議所の識別コードである。

4. SIRENE 1におけるレジスター更新の課題

4.1 レジスターのエラーの原因

Garagnon (1983) では、SIRENE 1 の段階におけるレジスター更新に関する問題とINSEEの取組みが示されている。まず、レジスターのエラーの原因とその影響が以下のように指摘される（Garagnon, 1983: 37）。

- ① レジスターが当初、3つの既存ファイル（事業所ファイル、商業登記簿、手工業者台

³³⁾ INPI は Institut national de la propriété industrielle の略号である。これは書記課のいろいろな活動を調整し、商業登記簿の登録単位全体を保存している（INSEE, 1978: 293）。

³⁴⁾ BODAC は Bulletin Officielle des Annonces Commerciales の略号である。

³⁵⁾ これは商業登記簿に関する1967年3月23日付デクレ第67-237号を改正・補完する1975年12月24日デクレ第75-1236号の第7条の1から4に記載される。

³⁶⁾ 商事裁判所書記課にはCNENから通知書が2部送付されており、その1部が自然人ないし法人に送付される。新企業の登録なので、事業所が本部事業所ないし主な事業所に限られることから、SIR20ないしSIR21が使われることになる。（INSEE, 1978: 127-129）

帳)の統合で構築されたことである。既存ファイルそれぞれの固有の欠点(とりわけ間違っ
て抹消されない単位)がもたらされるとともに、その統合が多数の重複を生み出す
原因となった。

- ② 1974~76年の間に、レジスターの現行機能を軌道に乗せることが困難であったこと
である。これは、きわめて重要な更新用申告書の滞留、次にそれらの機械的な大量の再
処理と通常なら問題なく処理される申告書の不完全な処理を招いた。
- ③ 連携機関による連続的なレジスター更新システムの構造的な不完全性である。単位
の抹消は余すことなく伝達されなかった(しばしば単位それ自身によって申告されな
かったのだ)。活動ないし従業員数の変化は一般に、申告の対象とならない。INSEE 地
方局が受取る SIR 申告書は常に明瞭とは限らないし、正確に記入されているとは限ら
ない。SIR 申告書は連携機関の事象の見方を反映し、それを SIRENE 概念に解釈する
ときに誤りが生じることがある。

INSEE は通常のレジスター更新作業に加えて、これらのエラーの原因から生じる問題を
解決する必要に迫られる。すなわち、レジスターの質を改善するために、①と②の SIRENE
設置に伴う問題に対してはスポット的な対策、③のレジスター更新システムの不完全性
に対しては常設的な対策がとられる。しかし、それらの対策ではレジスターの更新が網羅的
に行われなため、別途、レジスター更新調査が導入される。

4.2 レジスターの質の改善作業³⁷⁾

まず、ストックデータに関して、連携機関のファイルと SIRENE ファイルの照合(77~79
年に実施)がある。これは確認される相違を調べ、2つのファイルのいずれかの修正に、そ
の相違を反映させることを目的としていた。この作業の主な利点は連携機関のファイルに
識別子 SIREN を導入・点検することであった。この作業のレジスターの質に対する貢献は、
連携機関ファイルの固有の質に制約されるが、単位の抹消、重複の削除および所在地の訂正
が行われ、無視できるほど小さくはなかったとされる。

つぎに、APE コード番号の補填とコード化の質の改善がある。その補填は SIRENE レジ
スターに、77年末、APE コード番号が存在しない単位がまだ 30 万あり、地方局は事業所関
係情報の参照や企業ないし事業所に対する直接調査によって、それらの単位のほぼ全部に
APE コード番号を導入したことを指している。同時に、APE コード化の質を改善するた
めの措置として、資料分類カードシステム³⁸⁾と分類項目外コードが設けられる。前者は、分
類が困難なケースを最も良く、均質的に解決することを目的にしており、後者は、特殊な分
類の問題を示している単位や、企業ないし事業所の通常概念に対応しない単位を受け入
れることを目的にしている。

さらに、企業年次調査(EAE)の利用がある。これは76年末、約4万単位について、実
施された企業 APE コード番号の調整後、レジスターの更新に結びつくように、EAE の管理
枠で得られた情報(APE コード番号の相違、調査にもとづく抹消等)の年次フィードバック
の手続きが設けられたことを指している。

³⁷⁾ この節は Garagnon (1983:38-39) にもとづいて構成している。

³⁸⁾ これは企業・事業所の分類と登録のための資料システム(SYDONIE)の利用である。

このように主なスポット的な対策として、連携機関ファイルと SIRENE ファイルとの照合、APE コード番号の補填がある。また常設的な対策として、資料分類カードシステム・分類項目外コードおよび EAE の利用がある。くわえて、以下のような従業員数の更新に関する賃金年次申告 (DAS)³⁹⁾ 等の利用がある。

単位はその設立時、一般に、通常の経営に見合った規模に達せず、SIRENE に導入される従業員数はあまり大きな価値をもたない。SIRENE の現行機能の枠組みでは従業員数の更新手続きがまったく不在とされ、それを組織的に更新するため、75 年以降、租税総局 (DGI) ないし社会保障機関 (URSSAF, CRAM) に対する企業の年次ないし四半期の申告を利用することが決定される。すなわち、賃金年次申告 (DAS)、URSSAF の社会保険料徴集明細書 (BRC)⁴⁰⁾ の利用である。INSEE は SIRENE の従業員数を組織的に更新するために、それらの受取機関になっている。その作業は DAS および BRC における SIRET 番号の記載のおかげで、毎年、実施されることになる。

ただし、DAS については、n 年 12 月 31 日時点の DAS を n+3 年の半ばに利用できる。また 77 年 DAS 以降、雇用者 10 人以上の事業所のみ網羅的に処理されることになる。そのため、76 年 DAS をもとに 60 万人の従業員が 79 年 6 月に更新されていたのに、79 年 DAS をもとに 15 万人の従業員が 82 年 8 月に更新されたにすぎない。他方、BRC ではきわめて速い更新が可能である。しかし、それを利用できるのは地方局の半数に満たない。

上記のような対策では、限られた領域 (例 : EAE の枠内) や限られたデータ (例 : DAS による従業員数) のみが更新されることから、別途、レジスター更新調査が実施されることになる。これは SIRENE の設置前に検討されていたファイル点検調査の具体化である。ただし、ファイル点検調査は主な活動の点検を目的に検討されていたのに対して、レジスター更新調査はレジスターに含まれる全データの点検ないし更新を目的とする。

更新調査は 78 年秋に開始される。それは、登録内容が調査票に事前印刷され、関係単位に、登録と実際とにおいて、ありうる相違の記入を求めるという方式で、郵送で実施される。当初、INSEE では、レジスター全領域を現実の企業・事業所と、少なくとも 1 度、比較すること、そのため約 10 年間に、毎年 30 万の単位を対象とする調査によって、関係単位を点検することが必要とされた。

調査の対象領域は企業統計を優先して決められる。78 年に運輸業部門、79・80・81 年にはサービス業部門を対象に実施されるとともに、81 年に建築・公共事業 (BTP)⁴¹⁾ 部門が開始される。BTP 部門の調査は、82 年人口センサスのために使われる財源との調整のため 81 年後半の実施が決定され、82 年秋に大きく減額して再実施された。そして、少なくとも 84 年までの実施が予定された。こうして BTP 部門企業を対象とした点検の達成と 10 年間でレジスターの完全な点検を行うという目標は妥協を迫られることになる。

調査はその当時までに、87 万企業に関係し、14.6 万の抹消、9.3 万の所在地の修正、7.4 万の APE コード番号の修正となっている。調査の対象領域の 50.3 万 (58%) の企業はごくわずかの訂正さえなかったという。

³⁹⁾ DAS は Déclaration annuelle de salaires の略号である。DAS は賃金年次申告 (2460) の後継である。

⁴⁰⁾ BRC は Bordereaux de recouvrement des cotisations の略号である。

⁴¹⁾ BTP は Bâtiment et des travaux publics の略号である。

以上がレジスターの質を改善するために採られた主な対策や調査である。そのほか、レジスターの状態を評価するために、その質調査がレジスター全体から抽出された約 1.5 万単位を対象に実施される。

表 4 に、主なデータ（変数）に関する 78 年と 81 年の質調査の結果を示している。これについて、INSEE は次のように解釈する。SIRENE レジスターの質は、水準として、現在、レジスター運用の最初の数年よりも、明らかに優れている。3 年間に実現された全体的な改善の遅さ（ただし、単位の存在、法的形態、企業の APE コード番号に関しては改善が著しい）は、レジスターの実際の更新システム（連携機関、情報回路、申告書）が不完全に機能していること、ストックデータの質を改善するために INSEE によって取り組まれたさまざまな作業がせいぜいフローデータによる悪化を相殺しているにすぎないことを明らかに示しているという。

こうしたレジスターの質の改善の遅さのために、INSEE は情報回路の変更を指向する。本稿では、SIRENE 1 の 2 以降の課題となる、レジスター更新処理の地方局への分散化および企業申告手続きセンター（CFE）⁴²⁾ の設置の背景をとりあげる。

4.3 レジスター更新に関わる情報回路の変更

レジスター更新処理の地方局への分散化は次のような効果が期待された。①INSEE による更新の処理期間のいっそうの短縮（SIR 申告書の地方局到着から、連携機関に通知書が届く平均期間を 4.5 就業日から 2.7 就業日に短縮）、②INSEE による SIRENE 管理の手作業負担の軽減（すなわち、地方局に作業端末を設置することで、地方局と CNEN の間で、申告書に関わる一部重複した作業をなくすこと、申告書の送付と受取りに結びついた申告書管理をなくすこと）、③作業端末の設置により連携機関・申告企業に地理的に近くなることで、SIRENE 係員の作業の質改善と作業に対する関心の改善である。（Garagnon, 1983: 37）

こうして地方局と CNEN の間でレジスター更新に関わる SIR 申告書を送付するための郵便連絡の廃止と、CNEN に設置されていたデータ入力、識別・更新用端末を地方局に設置することを主な内容とする更新処理の地方局への分散化が実施されることになったのである。なお、併せて地方局にデータ通信網の設置が予定された（1980～81 年に実験、82 年頃 10 地方局に設置、84 年半ばに完了予定）。（Garagnon, 1983: 37）

企業申告手続きセンター（CFE）は、企業が一度で、さまざまな関係機関ないし省庁が求める申告書の全体に記入することができる場所の具体化（Garagnon, 1983: 39）である。CFE の設置の背景として、以下のような問題がある（Coste, 1978: 27）。

表 4 レジスター質調査の結果

以下に関するエラー (%)	1978 年	1981 年
単位の存在 (抹消すべき単位)	15.6	14.3*
SIRET 番号	0.5	0.3
名称ないし商号	2.7	3.0
法的形態	2.1	0.5
事業所の APE コード番号	6.7	7.3
企業の APE コード番号	8.9	7.7
所在地	7.4	7.3
従業員数	24.6	24.5

(*)雇用者を使用していない事業所は 22.7%、
雇用事業所は 1.2% である。

出所：Garagnon (1983: 39)

⁴²⁾ CFE は Centres de formalités d'entreprises の略号である。

SIRENE を開始するとき、企画者は連携機関の申告書の書式を標準化しようとしていた。しかし 75～76 年に、妥協によって、国民の義務として、各連携機関に申告すること、標準化申告書に加えて連携機関固有の申告書（商事裁判所文書課および手工業会議所の基本申告書、URSSAF および ASSEDIC の非標準化補完的申告書）に記入することが維持された。国民はときどき、同じ束の SIR 申告書に、3 度か 4 度、記入せざるをえないほどで、国民にとっての負担は明らかすぎて、矛盾のない解決策を生まないはずがないとされる。

早くも 76 年には、社会保障中央事務局 (ACOSS)⁴³⁾ が 1 つの場所に申告をまとめること、申告書を再考することを提案している (Coste, 1978 : 27)。その後、77 年夏に、INSEE は企業申告手続きに関する 1 つの場所の創設を提案する。この着想は 78 年初頭、一連の行政的な簡素化の手段のなかで、政府によって再び採りあげられる。そして、78 年夏に技術的に明確にされ、同年末から実験されている。1 つの場所は 81 年 3 月の企業申告手続きセンター (CFE) の創設・設置に関するデクレ⁴⁴⁾ の公布以降、CFE と呼ばれるようになり、連携機関センターや商工会議所に設置されることになる。(Garagnon, 1983 : 39)

86 年 4 月に設置される SIRENE 2 の概念の検討は 81 年に開始されており、こうした更新処理の地方局への分散化および CFE の設置は、SIRENE 2 の重要な構成要素となる。

おわりに

本稿では、フランスのビジネス・レジスター SIRENE について、事業所ファイル (旧レジスター) から SIRENE への主な転換点、SIRENE の初版である SIRENE 1 の概要と課題をとりあげた。最後に、本稿で着目した論点に関して若干の考察と今後の検討課題を示しておきたい。

まず識別番号に関して、旧レジスターの識別番号の欠点を克服したものとして、SIRENE では、企業と事業所に関する識別番号が導入された。しかし、それに問題が提起される。

Breas (1986) では、SIREN 番号で識別される単位を SIREN 単位、SIRET 番号で識別される単位を SIRET 単位と呼び、SIRET 単位は SIREN 単位の活動の全体ないし一部が行われる、異なった地理的な場所として定義される事業所であるので、SIRET 単位は法的人格 (自然人ないし法人) と活動場所に関連づけられるという。そして、SIRET 単位に関して、以下のような問題が提起される。

経済分析の観点から、SIRET 単位は 2 つの欠点を示す。第 1 に、SIRET 単位が常に生産能力を表すとは限らないことである。これは経済調査の範囲を通常の単位のみに限ることが可能な SINGULARITE (特異性) コードによって解決される。第 2 に、SIRET 単位がしばしば、経済観察の基本的要素として安定性を欠いていることである。SIRET 単位を定義する要素の一つ (法的人格あるいは活動場所) は、利用される生産手段が概して同じままであるのに、SIRET 単位が変わるために変化する。それは、とりわけ事業所の新経営者が前任者の活動を継続するときや、経営者が活動を変更せずにその活動場所を変えるときである。

SIRET 番号の適用単位が SIRET 単位であるので、SIRET 単位が不安定という指摘は SIRET

⁴³⁾ ACOSS は Agence centrale des organismes de sécurité sociale の略号である。

⁴⁴⁾ 企業申告手続きセンターを創設する 1981 年 3 月 18 日付デクレ第 81-257 号および企業申告手続きセンターの設置に関する 1981 年 3 月 18 日付デクレ第 81-258 号である。

番号が不安定ということに帰着する⁴⁵⁾。そのような第2の欠点を回避するために、SIRENE 2では、ETEC（経済事業所）単位が導入される。その目的は、ひとつは実際に経済活動を行う事業所の探索であり、もうひとつは経営者の法的人格の不変性ではなく、生産手段の不変性にもとづく、事業所の継続性のフォローアップを実施することである（Garagnon, 1983: 40）。

こうしてSIRENE 2は、SIREN単位、SIRET単位、ETEC単位およびEVENEMENTの4つの主な実体を管理するデータベースとして構成される（Breas, 1986: 11）。この点にも着目しながら、今後、SIRENE 2以降のレジスターの登録単位を検討することにしたい。

つぎに、レジスターの更新に関して、情報回路の観点から旧レジスターと比較すると、SIRENE 1では、連携機関の編成、SIRENE標準化申告書（SIR申告書）の採用、ナント国立情報利用センター（CNEN）の設置が主な新しい要素である。情報回路として、企業ないし事業所の申告→川上の連携機関（SIR申告書）→地方局→CNENという経路、CNENからの更新結果（通知書ないし証明書）の地方局、川上・川下の連携機関および単位への送付という経路が形成される。こうした経路のもとで、INSEE（地方局およびCNEN）による申告書の点検、更新処理の迅速化および更新結果の組織的な交換が実現されている。

レジスターの質を改善するためにSIRENE設置後、その設置に伴うスポット的な対策、常設的な対策およびレジスター更新調査が実施される。しかし、レジスター質調査によると、改善はさほど進まず、レジスター更新システムの不完全性が強く意識される。

換言すると、レジスターの質を改善するための対策の必要性は、申告によるレジスター更新の限界を示している。スポット的な対策を除いても、旧レジスターと同様に、申告以外の情報を利用する必要がある。とりわけ、主な活動および従業員数については、企業設立時の申告では実際の企業活動を反映していないこと、それらの変更の場合、企業ないし事業所による変更申告が可能であるにもかかわらず、実際には機能していない。このため、主な活動の更新についてはレジスター更新調査、従業員数の更新については賃金年次申告（DAS）が主な情報源になっている。

SIRENE 2では、企業申告手続きセンター（CFE）、更新処理のINSEE地方局への分散化が図られることになるので、大幅に情報回路が変更される。他方、本稿では、更新処理の具体的な過程については十分に展開できなかったため、SIRENE 1と2の比較の観点から、レジスターの更新過程について、とりわけCFEの役割に留意しながら検討を進めたい。

ところでDASは1984年（INSEE, 2010）に社会データ年次申告（DADS）⁴⁶⁾に移行する。それに伴って、従業員数の更新が新たな展開を示すことになる（Bigata, 1988: 11-12）。レジスター更新調査はレジスターの網羅的な更新という意味では、80年代後半に「改善調査」と呼ばれる行政的性質の郵送調査として存続する（Bigata, 1988: 11）。また、レジスター質

⁴⁵⁾ 上述のSIRET単位の例に即して考えると、SIRET番号はSIREN+NICなので、経営者が変わると活動内容が変化しなくても、SIRET番号は変化する。SIRET番号の変化は経営者の変化に関連づけられる。また、経営者が活動を変更せずに活動場所を変えると、そのSIRET番号は削除され、新たな活動場所に対応したSIRET番号が付与される。したがって、SIRET番号の変化は活動場所の変化に関連づけられる。

⁴⁶⁾ DADSはDéclaration annuelle de données socialesの略号である。

調査は 80 年代、2～3 年の間隔をおき継続される（81 年、84 年、86 年、89 年）⁴⁷⁾。このような展開は、レジスター更新過程の不完全性の問題が存続することを示しているため、それに対する INSEE の対応にも留意することにしたい。

最後に、SIRENE の目的に言及する。既述のように、それは企業・事業所リストの提供と省庁間の調整である。それらは、いずれも旧レジスターの機能ないし役割として、主張されていたものである。

省庁間の調整に関して、旧レジスターは、企業に関係する統計的ないし行政的な作業であるため、さまざまな省庁間の調整に役立つとされていた（INSEE, 1973:53）。しかし実際には、主な活動は論争の対象になっており、省庁間の調整が不十分なため、主な活動に関する高率の分類エラーが発生していた（Pesquine, 1973:57）。したがって、そうした問題を避けることが狙いのひとつであると考えられる。

また本稿では、省庁間の調整結果が反映されるとみなせる SIRENE 関連法令についても立ち入った検討を行わなかった。この点は、今後の検討課題にしたい。

つぎに、企業・事業所リストの提供に関連して、旧レジスターでは、企業ないし事業所リストの調査への利用が基本的な機能ないし目的として指摘されていた。これに対して、SIRENE レジスターは企業・事業所の母集団の状態およびそれに影響を及ぼす変化に大きな関心をよせる統計利用に適するだろう。統計利用は旧レジスターに比較して、しばしば可能となるだろうし、より詳細に行うことができるだろうと期待されていた。（Pesquine, 1973:56-58）

しかし、SIRENE 1 の段階における統計利用は旧レジスターの場合とさほど違わないと指摘されている（Coste, 1978:28）。Picard (1998:3) によると、SIRENE の統計的発展期は統計ツール OCEAN⁴⁸⁾ の創設後の 1988 年以降とされている。他方、森 (2012) では、SIRENE の包括的な展開が示されている。そこで、われわれもそれらを指針に SIRENE の統計利用について検討を進めることにしたい。

⁴⁷⁾ 実施年は INSEE (1988:33)、Bigata (1988:12) による。ただし、実施年の 89 年は実施予定として示されたものである。

⁴⁸⁾ OCEAN は Outil de Coordination des Enquête Annuelles（年次調査の調整ツール）の略号である。

参考文献⁴⁹⁾

- [1] Bigata, G. (1988), “Le répertoire SIRENE : objectif qualité”, *Courrier des statistiques*, N°46, pp. 9-15.
- [2] Boutonnat, J. (1969), “Les établissements industriels et commerciaux”, *Economie et statistique*, N°2, pp. 80-81. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17293> (2016年9月5日)
- [3] Breas, L. (1986), “SIRENE 2. Les perspectives ouvertes par le nouveau système de gestion”, *Courrier des statistiques*, N°40, pp. 9-16.
- [4] Coste, H. (1978), “L’opération SIRENE: Système Informatique pour le Répertoire des Entreprises et des Etablissements”, *Courrier des statistiques*, N°5, pp. 21-29.
- [5] Garagnon, J. (1983), “SIRENE: situation actuelle et développements en cours”, *Courrier des statistiques*, N°25, pp. 34-40.
- [6] INSEE (1970), “Les établissements de plus de 1000 salariés”, *Economie et statistique*, N° 9, p. 71. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17084> (2016年9月5日)
- [7] INSEE (1973), “Les entreprises et établissements français au 1er janvier 1971”, *Economie et statistique*, N°47, pp. 53-56. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17534> (2016年9月5日)
- [8] INSEE (1976), “Les statistiques depuis 1946: principaux faits”, *Economie et statistique*, N° 83, pp. 45-49. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/18242> (2016年9月5日)
- [9] INSEE (1978), *SIRENE : Présentation générale du répertoire et du fonctionnement du système*, Paris le 29 Mars 1978, N° 01/929.
- [10] INSEE (1988), *Les sources statistiques sur les entreprises*, N° 592 des *Collections de l’INSEE*, série E, n° 117.
- [11] INSEE (2010), “Sources et méthodes, Déclaration annuelle de données sociales (DADS)”, Version du 15 juin 2010. http://www.insee.fr/fr/methodes/sources/pdf/methodologie_dads.pdf (2016年9月5日)
- [12] INSEE (2016a), “REE (Répertoire des entreprises et des établissements– SIRENE)”. http://www.insee.fr/fr/themes/detail.asp?ref_id=fd-sidemo00&page=fichiers_detail/sidemo00/doc/repert.htm (2016年9月5日)
- [13] INSEE (2016b), “Stocks d’entreprises et établissements (REE/Sirene)”. <http://www.insee.fr/fr/service/default.asp?page=commander-prestation/entreprises-stocks-ree-sirene.htm> (2016年9月5日)
- [14] INSEE (2016c), “L’Insee en bref”. <http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/default.asp?page=insee-bref/presentation/sirene.htm> (2016年9月5日)
- [15] Lestang, P. (1973), “Le nouveau système français des nomenclatures d’activités et de produits”, *Economie et statistique*, N°51, pp.55-56. <https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17583> (2016年9月5日)

⁴⁹⁾ INSEE (2016a, 2016b, 2016c) は Web への掲載年月が分からなないので、便宜的に参照年を出版年としている。

- [16] Létouart, P. et Reffet, J.-M. (1969), “Le projet « SIRENE » vise à unifier les procédures d’immatriculation des entreprises”, *Economie et statistique*, N°6, pp.67-68.
<https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17322> (2016年9月5日)
- [17] Peskine, J. (1973), “La classification par activités économiques dans le fichier des entreprises « SIRENE »”, *Economie et statistique*, N°50, pp.56-60.
<https://www.epsilon.insee.fr/jspui/handle/1/17578> (2016年9月5日)
- [18] Picard, H. (1998), “The re-engineering of the French system of registers”, The 12th meeting of the International Roundtable on Business survey Frames, Helsinki 1998.9.28-10.2.
- [19] République Française (1948), “Décret n° 48-1129 du 15 juillet 1948 portant création d’une commission nationale d’identification des entreprises industrielles, artisanales et commerciales”, *Journal officiel de la république française*, 16 juillet 1948, pp.6952-6953.
https://www.legifrance.gouv.fr/jo_pdf.do?id=JORFTEXT000000669868&pageCourante=06952
(2016年9月5日)
- [20] 菅幹雄 (2014), 「欧米諸国のビジネスレジスターの状況について」, 『統計学』第106号, 29～37頁。
- [21] 森博美 (2012), 「フランスのビジネス・レジスター」, 法政大学日本統計研究所『オケージョナル・ペーパー』, 33号。

オケージョナル・ペーパー(既刊一覧)

号	タイトル	刊行年月
46	QGISと公表データによる鉄道沿線分析	2015.03
47	事業所・人口メッシュデータによる新線開業に伴う沿線駅周辺における事業所と人口の動向に関する一考察	2015.03
48	国勢調査町丁字データによる鉄道沿線駅のクラスタリング	2015.04
49	鉄道新線開業の沿線人口への影響について	2015.05
50	経済センサスと国勢調査の統合データから見た地域の労働供給力と労働需要力について —八王子市を事例とした町丁字別労働需給能力の計測—	2015.05
51	「事業所統計調査試験調査報告(昭和22年5月於千葉県木更津市)」について	2015.09
52	90年代以降の人口の都心回帰に関する一考察 —人口移動ODデータによる地域特性分析—	2015.09
53	首都圏人口の都心回帰に見られる地域的特徴について	2015.09
54	人口の都心回帰期における都区人口移動の特徴について	2015.11
55	東京都区部への国内人口移動に見られる地域的特徴	2015.11
56	首都圏への国内移動に見られる移動元と移動先との地域的關係について —平成22年国勢調査の東京20km圏への移動データを用いて—	2015.12
57	東京50キロ圏から都区部への移動者の移動先選択に見られる規則性について	2016.01
58	小地域データから見た東京23区への移動者による移動先選択について(1) —東京都の市郡部から都区部への移動—	2016.04
59	The Measurement of Labour Exchange Rate through Intermediate Trade in Japan, the U.S., and China	2016.04
60	QGIS上で動作する公共交通経路検索プラグインの試作とそれを用いた交通利便性の評価	2016.04
61	移動選択指数から見た東京60キロ圏から特別区部への移動者の移動圏の地域特性について —東京23区における移動先選択パターンによる移動元のクラスタリング—	2016.05
62	ライフステージから見た世帯の空間分布について—東京50キロ圏を対象として—	2016.06
63	タワーマンションに伴う事業所の開業について—東京都江東区湾岸地域の考察—	2016.07
64	居住地移動の小地域データから見た地域の特性について —1990、2000年代後半期の江東区を事例に—	2016.08
65	都区部各区における人口動向に関する一考察 —人口移動に見られる局面転換時点と人口推移のパターンによる区の類別化—	2016.09

オケージョナル・ペーパー No.66

2016年9月20日

発行所 法政大学日本統計研究所
〒194-0298 東京都町田市相原4342
Tel 042-783-2325、2326
Fax 042-783-2332
jsri@adm.hosei.ac.jp
発行人 森 博美